

議案第 56 号

令和 7 年度沼田市簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度沼田市簡易水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度沼田市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

沼田市長 星 野 稔